

※赤字は第5回からの修正箇所

新型インフルエンザ等対策推進会議（第6回）  
（令和5年11月27日）

参考資料3-2

新型インフルエンザ等対策推進会議（第5回）  
（令和5年11月8日）

資料5-2  
【修正】

## これまでの議論を踏まえた 「行動計画改定の基本的な考え方」について（2）

### ②有事のシナリオの再整理 関係

## ②有事のシナリオの再整理

### 1. 基本的な視点（第1回推進会議資料）

#### <②有事のシナリオの再整理>

- ・ 現行の政府行動計画は、新型インフルエンザによる感染拡大（一度の感染の波が短期間で収束）を想定しているところ、新型コロナウイルス感染症対応では、短い期間で変異を繰り返し、数年という長期に亘り複数の感染の波に対応する必要が生じた。
- ・ これを踏まえ、平時の備えの着実な推進に資するよう、新型コロナウイルス及び新型インフルエンザ以外も含め、感染症の種類や感染の波の違い等に幅広く対応できるシナリオを政府行動計画に位置付けることが必要ではないか。

### 2. 推進会議でのご意見

【これまでの主なご意見（有事のシナリオの再整理（1））】

- 新型インフル・新型コロナ以外の感染症が流行する可能性も考慮したシナリオを想定しつつ、ワクチン開発や抗ウイルス薬の備蓄等も含めて、病原体の種類に特有の検討事項についても今後整理することが必要。加えて、自然災害や複数の感染症が併発した場合等の想定も必要な視点なのではないか。
- 感染経路や重症度、濃厚接触者の発生有無に応じたシナリオを作成する必要がある。
- 個別の病原体に対応する部分だけでなく、呼吸器感染症などの病原体群に共通して対応する部分や、幅広くオールハザードのリスクに共通して対応する部分も考慮することにより、より幅広いリスクに対応しやすい行動計画になるのではないか。
- 行動計画は、予防や準備など事前準備の計画の部分と、発生後の対応のための計画の部分に大きく分けて構成を考えることにより、それぞれに記載すべき内容をより明確にできるのではないか。
- 計画通り進めることも重要だが、アジャイル型の要素を取り入れて臨機応変に対応できるようにすることも必要。
- 新たな感染症が発生した場合、困り込みや封じ込めで何とか抑え込むという基本的な考え方はしっかりしておく必要。感染のピークを低く、遅くなるようにする取組は必要であり、初動期の対応は極めて重要。他方、偏見・差別につながらないよう、早期収束を目指す目標設定であることに注意して発信すべき。

### 2. 推進会議でのご意見（続き）

【これまでの主なご意見（有事のシナリオの再整理（2））】

- 医療資源は有限であり、対応できる患者数には限りがあるので、地域の感染状況が医療提供体制の上限を超えないよう、非常時には感染者数を制御する施策が重要。
- 局面の変化に臨機応変に対応することが重要。社会経済活動継続のために対策の転換を決断する場面では、転換の時期がより適切に行われることが重要。そのための準備や体制をしっかりと考えておく必要。
- 感染拡大期に患者へ必要な医療を提供できるよう、平時において、一般診療への移行や入院調整の仕組みについて検討すべきではないか。
- 病原性・感染性には相乗効果があることも踏まえ、病原性と感染性がいずれも中程度以上であれば、社会にもたらす影響が大きいことを念頭に相当の措置を講ずる必要があるのではないか。**

### 3. 基本的な考え方の方向性

#### <②有事のシナリオの再整理>

- 政府行動計画のシナリオの考え方や、これまでの議論も踏まえて、「有事のシナリオの再整理」の視点については、以下のような方向性で「行動計画改定の基本的な考え方」についての議論を進めてはどうか。

#### 【基本的な考え方の方向性】

(1) 感染症の種類や感染の波の違い等に幅広く対応できるシナリオとして、以下①～④を盛り込むこと。

- ①特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外の呼吸器感染症が流行する可能性も考慮に入れた想定としつつ、病原体の種類に応じた特有の対策等についても考慮すること。
- ②病原体について限られた知見しか得られていない初期段階では、感染拡大防止を徹底し、早期収束を目標とすること。
- ③科学的知見の集積による病原体の特性の把握、検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及などの状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とすること。
- ④病原体の変異による病原性や感染性の変化やこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とすること。

(2) 平時からの準備に資するよう、病原性や感染性などのリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示し、その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替えについては個別の対策項目の部分でそれぞれの項目ごとに具体的な対策内容の記載を行うこと。

(3) 政府行動計画は、予防や準備など事前準備の計画の部分と、発生後の対応のための計画の部分に大きく分けた構成とすること。